

白井市 消費生活センター だより

第15号 令和7年1月発行

発行元
白井市消費生活センター
(市民環境経済部産業振興課)
TEL:047-492-1111(代表)



住み始める時から、「いつか出ていく時」に備えておこう！ 〔賃貸住宅の「原状回復」トラブルに注意〕

引っ越しシーズンの2月から4月は、「原状回復」に関する相談が増える傾向にあり、国民生活センター調べでは賃貸住宅に関する相談のうち「原状回復」に関するものが約4割を占めています。賃貸借契約は長期間にわたることも多く、賃貸住宅のキズや汚れ等を借主と貸主のどちらが修繕をするかでトラブルになることがあります。

～原状回復トラブル事例～

- 1 賃貸アパートを退去後、原状回復費用の精算書が届いた。
入居時から傷ついていた床等の原状回復も求められ納得できない。
- 2 賃貸マンションの入居時にルームクリーニング代を支払った際、「退去時のルームクリーニング代不要」と言われたにも関わらず、退去時に請求され納得できない。

～原状回復の一般的なルール～

- ・ 借主は、賃貸物件の「原状回復義務」を負う。
- ・ 「通常損耗」、「経年変化」、「借主に責任がない損傷」は、原状回復義務に含まれない。

一般的なルールと異なる条件が契約で定められている場合があります。



～トラブルを防ぐために～

- 1 **契約前**に、契約書類の記載内容をよく確認しましょう！
- 2 **入居時**には、賃貸物件の現在の状況をよく確認し、写真などの記録を残しましょう！
- 3 **入居中**にトラブルが起きたら、すぐに貸主に相談しましょう！
- 4 **退去時**には、精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主に説明を求めましょう！

白井市消費生活センターのご案内

相談日：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

相談時間：10:00～12:00、13:00～16:00

場所：白井市役所 本庁舎 2階

電話：047-492-1111(代表)

広報しるいに「はい！消費生活センターです」を掲載中です



無料商法、点検商法にご注意ください！



「無料で点検する」と言って、見知らぬ業者がご家庭を訪問した後、「すぐに工事・交換をしないと危険」等と、うその報告をして、高額な契約を勧誘するケースが多発しています。

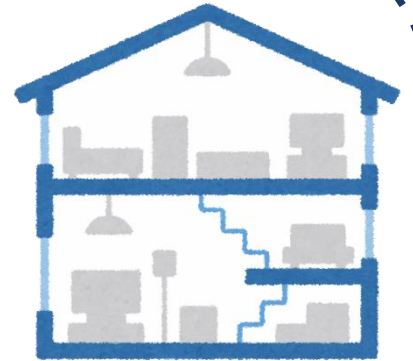
《点検商法になりやすいもの》

給湯器(※)
屋根
床下
汚水ます
ガス
電気
水道
電話

※石油給湯器は除く

《無料点検後に…》

すぐに
工事しないと
危険です。



【一言アドバイス】

- ☑ 無料だからといって、安易に点検させない。
- ☑ 見知らぬ業者には「お断りします」と、きっぱり断る。
- ☑ 勧められてもその場では契約せずに、本当に工事・交換が必要かどうか確認する。
- ☑ 契約する場合は複数社から見積もりをとってから。比較検討することが大切です。
- ☑ 万一、契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。
- ☑ 困った時は、消費生活センターにご相談ください。

その場ですぐに
契約しないで！



出前消費者講座のご案内 ～自立した消費者をめざして～

市の消費生活相談員が地域で起きている身近な事例や最新の消費者トラブルの動向をゲームやクイズを織り交ぜてお話しします。ご近所での会合、地域で活動するグループや高齢者サロンなどで、ぜひご利用ください。講師(相談員)の派遣は無料です。内容や日時・場所についてはご相談ください。

【問】産業振興課 401-4641(直通)

